

ID: 3012

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可期間の更新(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第13条第3項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (許可の期間及び条件)</p> <p>第13条 知事は、第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可をする場合においては、許可期間を定めるほか良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、申請に基づき許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日